

平成25年度「グローバルニッチトップ 助成事業」 公募のご案内

(公財)東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)では、世界規模での事業展開が期待できる技術や製品を有する中小企業等に対して、知的財産権の取得等に要する費用を助成し、知財戦略の策定から実施までを継続的かつ強力に支援することで、東京の産業を牽引する企業を創出します。

については、本事業による支援を希望される中小企業の方は、以下の要領で応募してください。

1 公募受付期間(平成25年度)

平成25年7月1日(月)～平成25年8月9日(金) (土曜・日曜・祝日は除く)

※上記期間内に電話で申請日時を予約したのち、所定の様式に必要書類を添えて直接来所のうえ、提出してください(郵送不可)。

2 事業内容

(1) 助成対象経費：別添1を参照

(2) 助成対象となる期間：平成25年4月1日から平成27年12月31日

助成対象期間は年度ごとに3期に分かれます。

平成25年度(第1期) 平成25年4月1日から平成26年3月31日

平成26年度(第2期) 平成26年4月1日から平成27年3月31日

平成27年度(第3期) 平成27年4月1日から平成27年12月31日

各期終了後に実績を確認・検査した上で、助成金を交付します。

(3) 助成率：1/2以内 助成金限度額：1,000万円(3期通算)

(4) 採択予定件数：3件程度

※助成対象となる期間中1社1採択とします。

3 申請資格

申請にあたっては、以下の(1)から(9)までの全てに該当していることが必要です。

(1) 次の①～③の要件を全て満たすこと

- ① 以下の事業で、技術や製品が優れたものであると認められ、表彰・助成・支援を受けており、平成20年4月1日以降平成25年3月31日までに必要となる要件を満たしていること。

	事業名	実施団体	必要となる要件
1	経営革新計画	東京都	承認されていること(※1)
2	東京都ベンチャー技術大賞	東京都	大賞、優秀賞、奨励賞又は特別賞を受賞していること
3	新事業分野開拓者認定・支援事業 (東京都トライアル発注認定制度)	東京都	認定されていること
4	東京デザインコンペティション事業 (東京ビジネスデザインアワード)	東京都	テーマ賞を受賞していること
5	外国特許出願費用助成事業	公社	助成額が確定していること(※2)

6	ニューマーケット開拓支援事業	公社	支援対象になっていること
7	事業可能性評価事業	公社	「可能性十分あり」又は「可能性あり」と評価されていること
8	東京の伝統的工芸品チャレンジ大賞	公社	大賞、優秀賞又は奨励賞を受賞していること
9	新製品・新技術開発助成事業	公社	助成額が確定していること (※2)
10	社会的課題解決型研究開発助成事業	公社	助成額が確定していること (※2)
11	革新的技術の事業化支援事業	公社	助成額が確定していること (※2)
12	中小企業事業化支援ファンド	公社	支援対象になっていること
13	地域資源活用イノベーション創出助成事業 (地域中小企業応援ファンド)	公社	助成額が確定していること (※2)
14	重点戦略プロジェクト支援事業	公社	助成額が確定していること (※2)
15	都市課題解決のための技術戦略プログラム 製品開発プロジェクト助成事業	公社	助成額が確定していること (※2)
16	海外販路開拓支援事業 (海外販路ナビゲータによるハンズオン支援)	公社	支援対象になっていること
17	知財戦略導入支援事業 (ニッチトップ育成支援事業)	公社	修了認定されていること

※1：平成25年3月までの申請分を対象とした審査会において承認されていること。

※2：「助成額が確定している」とは、採択されている（交付決定通知書を受けている）ことではなく、助成事業完了後であり、「助成額の確定通知書を受けている」こと。

- ② ①で認められた技術や製品に係る特許権が、国内外のいずれかで、既に権利化されていること。
- ③ 世界規模（おおむね3か国、地域以上）での事業展開の計画を有しており（※）、その計画に基づき海外での知財の権利取得・維持等を推進しようとしていること
※計画の実効性を担保するため、下記のいずれかに該当することが必要
- ・現地に支店や法人を設置していること（予定も可）
 - ・商社や販売代理店等と契約を結んでいること（予定も可）
 - ・自社（国内）において、海外への営業部門を有していること（予定も可）

(2) 次の①又は②のいずれかに該当していること。

① 中小企業者（会社及び個人事業者）

以下に該当する東京都内に主たる事務所を有する会社又は個人事業者（※1）で、大企業（※2）が実質的に経営に参画（※3）していないもの。

業 種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

（※1）法人の場合は、東京都に登記があること。

個人事業者の場合は、都内税務署又は都税事務所に開業届出をしていること。

（※2）「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者。

ただし、以下に該当するものは除く。

(ア) 中小企業投資育成株 (イ) 投資事業有限責任組合

(※3) 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられること。

② 中小企業団体等

中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる団体であって、東京都内に登記があり、その構成員の2分の1以上が都内に主たる事務所を有している中小企業であり、法人格を有するもの。

- (3) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博業等、公社が公的資金の助成先として適切ではないと判断する業態のものではないこと。
- (4) 事業税等を滞納していないこと。
- (5) 他の機関から同一経費で助成を受けていないこと。
- (6) 過去に公社・国・都道府県・区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- (7) 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (8) 民事再生法又は会社更生法による申し立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (9) 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を順守していること。

4 応募方法

事前に電話で申請日時を東京都知的財産総合センターにご予約したのち、所定の様式に必要書類を添えて来所のうえ、提出してください（郵送不可）。

(1) 提出書類

① グローバルニッチトップ助成金交付申請書（第1号様式）

提出部数 3部（正1部・副2部）

(※) 申請書は東京都知的財産総合センターのホームページよりダウンロードして作成してください。URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

② 添付書類 別添2のとおり

(2) 提出場所：東京都知的財産総合センター

（東京都台東区台東1-3-5反町商事ビル1階）

(3) 受付時間：10:00～12:00、13:00～16:00（土曜・日曜・祝日は除く）

(4) 担当者：水沼、請川、土屋

電話：03-3832-3656 / F A X : 03-3832-3659

Email : chizai@tokyo-kosha.or.jp

(5) 留意事項

- ・申請書類は、原則としてA4サイズで、クリップ止めをしてください。
- ・提出いただいた申請書及び添付書類は、採択の可否に関わらず返却いたしませんので、ご了承ください。

5 審査

(1) 審査について

提出いただいた書類に基づき書類審査を行います。書類審査を通過した申請者に対し、現調査及び総合審査（面接審査）を行い、助成事業者を決定します。日程等については、別途お知らせします。

①書類審査

申請書類により、以下の視点で審査を行います。

ア 資格審査

申請資格を満たしていること

イ 経理審査

申請事業計画を行うための財務基盤が健全であること

ウ 事業審査

(ア) 技術・製品の卓越性・将来性

(イ) 事業戦略の妥当性・実現性

(ウ) 知財戦略の妥当性・実現性

②現地調査（書類審査を通過した方のみ）

書類審査を通過した申請者に対し、現地調査を行い、事業活動、経営の健全性を確認します。

③総合審査（書類審査を通過した方のみ）

現地調査をした後、面接形式による審査を行い、総合的な観点から助成事業者を決定します。

(2) 審査結果について

審査結果は書面にてお知らせします（11月を予定）。審査の結果、不採択となることがあります。なお、不採択の理由等は一切お答えしておりません。

(3) 交付決定について

- ・助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- ・採択の際に通知する助成金額は、助成金交付金額の上限を示すものであり、事業完了後に助成金の額が確定します（交付予定額から減額されることがあります）。

6 助成対象者に決定された後の注意事項

(1) 各期の資金計画書について

交付決定後速やかに期ごとの資金計画書を提出していただきます。

(2) 実績報告について

各期終了後、原則として14日以内に実績報告書に必要書類を添付して提出していただきます。

完了検査後、助成内容に適合すると認められた経費について、上記の助成率に応じて助成金を交付します。

(3) 帳票類の保管・整備について

実績報告に添付する必要書類として、助成事業に係る経費の確認のために、助成事業の実施に係る見積書、契約書（注文書・注文請書等）、納品書（相手国への直接出願又は相手国への国内段階への移行が完了したことが分かる書類、国内特許事務所や現地代理人からの完了

報告、相手国特許庁からの出願番号通知、相手国へ提出した翻訳文、登録原簿の写し、調査報告書、鑑定書等)、請求書(現地代理人も含む)、通帳の写し(振込控、領収書)等の写しを提出していただきます。また、完了検査において原本を確認しますので、書類の保管・整備が必要となります。

(4) 経費の支払方法について

助成事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いを原則とします。

(5) アドバイザーによる支援について

海外出願や侵害対応等に通じた専門のアドバイザーが貴社を訪問し、現在の進捗や今後の侵害対応方針について相談に応じます。その他、知財戦略のブラッシュアップを行うなど貴社に密着した支援を実施します。

(6) その他

必要に応じて、東京都中小企業振興公社の海外展開相談等経営支援メニューをご利用いただけます。

7 助成事業完了後の注意事項

(1) 活用状況報告書の提出

助成事業が完了した年度の翌年度から5年間、知的財産権の取得・維持・活用等の状況について、活用状況報告書を提出していただきます。

(2) 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿類は助成事業が完了した年度から起算して5年間、保存していただきます。

(3) 権利譲渡の制限

助成事業完了後から起算して5年以内に、助成事業により取得した権利を譲渡しようとするときは、権利譲渡承認申請書を提出し、公社理事長の承認を受け、当該財産に係る助成金に相当する額を公社に返納していただく場合があります。

8 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者が次のいずれかに該当した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、助成金が既に交付されている場合は、期間を定めて返還していただきます。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 実績報告書の提出期限を大幅に超過し、公社からの催告に応じず、提出される見込みがない場合。

(4) 他の機関から同一経費で助成を受けていたとき。

(5) 助成金の交付決定の内容、これに付した条件、又は法令の規定等に違反したとき。

(6) 公序良俗に反する行為又は反社会的・反経済的行為があると認められるとき。

(7) 助成事業者又は助成事業に関わる者(共同開発者、共同出願者)が暴力団等に該当するに至ったとき。

9 知的財産に関する無料相談について

東京都知的財産総合センターでは、当該助成申請の有無に関わらず、中小企業の皆様からの知的財産全般に関する相談を行っておりますので、ぜひお気軽にご利用ください【無料・予約制】。

【問い合わせ先】 東京都知的財産総合センター
電話：03-3832-3656／FAX：03-3832-3659
E-mail：chizai@tokyo-kosha.or.jp

(別添 1)

【助成対象経費】

※該当技術・製品等に関する下記の助成対象経費のうち、平成25年4月1日から平成27年12月31日までに契約等をし、かつ支出した経費

経費分類	経費区分	具体的費用
権利取得等費用 (外国での権利取得・維持に関する費用。周辺・改良技術等に関するものを含む)	特許	出願料、特許料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用(国内・現地)、中間処理費用(意見書・補正書作成費用)
	意匠	出願料、登録料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用(国内・現地)、中間処理費用(意見書・補正書作成費用)
	商標	出願料、登録料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用(国内・現地)、中間処理費用(意見書・補正書作成費用)
	実用新案	出願料、登録料、審査・審判請求料、翻訳費用、代理人費用(国内・現地)、中間処理費用(意見書・補正書作成費用)
	著作権	登録料、代理人費用(国内・国外)
知財トラブル費用 (訴訟に要する費用は対象外)	紛争に備える費用	訴訟保険加入費用(知財訴訟特約事項に限る)
	侵害調査費用	他社特許の無効調査に関する代理人費用(国内・現地)、鑑定費用、専門家意見書・見解書作成費用
	現地展示会での模倣対策費用	模倣品の撤去に要する代理人への委託費用(調査に要する費用を含む)
	税関での模倣品・海賊版差止費用	申請に関する代理人費用(国内・現地)
先行調査費用	他社知財調査費用	代理人費用(国内・現地)

【助成対象外経費の例】

対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内消費税 ○ その他該当製品・技術等に係る、外国での権利取得・維持(周辺・改良技術等に関するものを含む)、知財トラブル、先行調査に直接関係しない費用
-------	--

(別添 2)

【助成金交付申請書に添付する書類】(1～8は必須、9以降は該当する場合に提出)

	添 付 書 類	部数
法人	1 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(発行3か月以内のもの)	各1部
	2 法人事業税及び法人住民税の納税証明書(業歴が1年未満の場合は、法人設立・設置届出書)	
	3 確定申告書の写し(税務署へ提出した直近2期分の「確定申告書全ての写し(別表一～一六、決算書および勘定科目明細を含む全て)」。創業2年未満の法人は直近1期分。未決算企業は代表者の直近の「源泉徴収票」と資金繰り表(書式自由)又は試算表)	
	4 社歴(経歴)書〔会社概要でも可〕	
	5 東京都等が実施する事業で、技術や製品が優れたものであると認められ、表彰・助成・支援を受けたことを証する書面の写し(別添3参照)	
	6 基礎となる特許の登録原簿又はそれに該当する資料の写し	各3部
	7 基礎となる特許の特許公報	
	8 製品・技術のパンフレット等補足資料	
	9 外国出願依頼書、又は外国出願書類(既に外国出願している場合)の写し	
	10 国内及び現地代理人費用、調査依頼、翻訳料等の代理人作成の見積書の写し	
	11 国際調査報告書(PCT出願の場合)の写し	
	12 国際予備審査報告書(PCT出願で審査を請求している場合)の写し	
	13 その他理事長が必要とする資料	
個人	1 住民票の写し及び個人事業の開業届出書の写し	各1部
	2 個人事業税の納税証明書 (個人事業税を課税されない場合は、所得税又は住民税の納税証明書)	
	3 確定申告書「収支内訳書又は青色申告決算書(貸借対照表を含む)」の写し(直近から2営業期間分)	
	4 経歴書	
	5 東京都等が実施する既存事業で、技術や製品が優れたものであると認められ、表彰・助成・支援を受けていることを証明する資料	
	6 基礎となる特許の登録原簿又はそれに該当する資料の写し	各3部
	7 基礎となる特許の特許公報	
	8 製品・技術のパンフレット等補足資料	
	9 外国出願依頼書、又は外国出願書類(既に外国出願している場合)の写し	
	10 国内及び現地代理人費用、調査依頼、翻訳料等の代理人作成の見積書の写し	
	11 国際調査報告書(PCT出願の場合)の写し	
	12 国際予備審査報告書(PCT出願で審査を請求している場合)の写し	
	13 その他理事長が必要とする資料	

※ 事業協同組合等の団体は①定款、②組合員名簿を別途添付してください。

※ 添付書類の中に、日本語又は英語以外の言語がある場合は、日本語の翻訳文をあわせて提出してください。

※ 法人事業税及び法人住民税の納税証明書(都税)については、都税事務所から交付を受けてください。

都税事務所一覧掲載サイト <http://www.tax.metro.tokyo.jp/jimusho/index.html>

(別添 3)

【表彰・助成・支援を受けたことを証する書面の写し】

	事業名	支援を受けたことを証する書面 (写)
1	経営革新計画	下記①及び② ①「経営革新計画に係る承認について」 (承認されていること) ②承認された内容が確認できる資料 (経営革新計画申請書の2頁ほか)
2	東京都ベンチャー技術大賞	表彰状
3	新事業分野開拓者認定・支援事業 (東京都トライアル発注認定制度)	認定書
4	東京デザインコンペティション事業 (東京ビジネスデザインアワード)	テーマ賞の「受賞決定通知書」
5	外国特許出願費用助成事業	助成事業の「確定通知書」
6	ニューマーケット開拓支援事業	下記①又は② ①支援対象製品等選定審査会審査結果報告 (支援対象製品となっていること) ②中小企業開発製品・技術情報 (事業様式による「カタログ」。カラーで)
7	事業可能性評価事業	事業可能性評価結果報告書 (「事業の可能性あり」と評価されていること)
8	東京の伝統的工芸品チャレンジ大賞	表彰状
9	新製品・新技術開発助成事業	助成金確定通知書
10	社会的課題解決型研究開発助成事業	助成金確定通知書
11	革新的技術の事業化支援事業	助成金確定通知書
12	中小企業事業化支援ファンド	下記①又は② ①株式投資契約書 ②転換社債型新株予約権付社債総額引受契約証書
13	地域資源活用イノベーション創出助成事業 (地域中小企業応援ファンド)	助成金確定通知書
14	重点戦略プロジェクト支援事業	助成金確定通知書
15	都市課題解決のための技術戦略プログラム 製品開発プロジェクト助成事業	助成金確定通知書
16	海外販路開拓支援事業 (海外販路ナビゲータによるハンズオン 支援)	下記①又は② ①支援対象商品選定審査会審査結果報告 (支援対象商品となっていること) ②中小企業開発製品・技術情報 (事業様式による「カタログ」。カラーで)
17	知財戦略導入支援事業 (ニッチトップ育成支援事業)	修了証書